

F N o . 5 · 6 · 0
令和元年9月9日

全国「精神病」者集団
共同代表 関口 明彦 様
桐原 尚之 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

「措置入院者等の退院後支援に係る法改正について」に関する質問状について（回答）

九都県市首脳会議構成各都県市に対しご質問のありました事項につきまして、九都県市首脳会議を代表して、本市から次のとおり回答いたします。

1 この自治体からどの自治体に転居した場合に何のサービスが受けられないのかを把握している限りご回答ください。

（回答）

平成30年3月に国から示された「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」では、退院後、他自治体へ居住地を移すことを把握した際に、支援を必要とする方の同意を得た上で、移転先自治体へ情報を通知することとされておりますが、移転先自治体の判断によっては必要とする支援を継続して受けられないことが懸念されます。

このため、このたびの要望は、措置入院者が地域で安心して暮らし続けるため、退院後にどこの地域においても必要な支援を受けることができるよう、国へ要望したものであり、特定のサービスを想定した要望ではありません。

2 意見書の作成にあたっては、精神障害者を代表する団体から推薦を受けた当事者の意見を聴く場を設けたのかご回答ください。

（回答）

九都県市首脳会議では、それぞれの自治体が抱えている広域的課題に取り組むことを目的に、自治体が主体となって国への要望活動などを実施しておりますことから、これまでの要望活動と同様、住民の方々から意見を頂く機会は設けておりません。

なお、当要望に当たり、法改正等に際しては当事者等からの意見を十分考慮するよう求めているところでございます。

以上

健康福祉局福祉部精神保健福祉課
相模原市中央区富士見6-1-1
ウェルネスさがみはらA館4階
電話 042(769)9813